

○備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

平成30年9月28日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成30年備前市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(生活環境への被害を防止する措置)

第3条 条例第4条第1項及び第9条第1項第6号に規定する生活環境への被害を防止する措置とは、別表第1に規定する生活環境への被害防止のための措置、防災上の措置及び事故防止(安全確保)のための措置、事業区域の管理、太陽光発電設備の維持管理及びその他の配慮をいう。

(生活環境への被害が発生しないような配慮)

第4条 条例第5条第1項に規定する生活環境への被害が発生しないような配慮とは、前条に規定する生活環境への被害を防止する措置の実施状況を把握し、十分な実施がなされていない場合には事業者等に実施を求めるとともに、市に対して報告するよう努めることをいう。

(事前協議)

第5条 条例第7条の規定による事前協議は、太陽光発電設備設置事業事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める事項とは、別表第2に定める図書により必ず明記する事項等とする。

3 事前協議書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業の概要を示した書類
- (2) 別表第2に定める図書のうち提出時期の欄に事前協議のときとあるもの
- (3) 立地に慎重な検討が必要な地域に関する関係法令手続確認書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 前3項の規定は、条例第12条第3項の規定において準用する事業等の変更等に係る事前協議について準用する。ただし、市長が認めるときは、書類の提出の一部を省略することができる。

(届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業届出書(様式第3号。以下「届出書」という。)によるものとする。

2 条例第9条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、別表第2に定める図書により必ず明記

する事項等とする。ただし、届出については、次項第2号に定める図書の提出をもって代えることができる。

3 届出書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、事前協議書の提出時に提出した資料であって、変更のないものは、既に提出したものとして取扱う。

- (1) 事業計画書(様式第4号)
- (2) 別表第2に定める図書のうち提出時期の欄に事前協議のとき及び届出のときとあるもの
- (3) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書(様式第5号)
- (4) 近隣関係者説明報告書(様式第6号)
- (5) 地域住民説明会報告書(様式第7号)
- (6) 太陽光発電設備設置事業確約書(様式第8号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 条例第9条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業変更届出書(様式第9号)によるものとする。

5 前項の変更届出書には、第3項に規定する書類のうち変更の内容が確認できる書類を添えなければならない。ただし、届出書の提出時に提出した資料(事前協議書の提出時に提出した資料を含む。)であって、変更がないものは、既に提出したものとして取扱う。

(届出の受領通知)

第7条 条例第10条の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業届出受領通知書(様式第10号)によるものとする。

(工事完了等の届出)

第8条 条例第11条第1項並びに条例第12条第1項及び第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業(完了・中止・再開・廃止)届出書(様式第11号)によるものとする。

2 前項の太陽光発電設備設置事業完了届出書においては、別表第2に定める図書のうち提出時期の欄に工事完了のときとあるものを添えて提出しなければならない。

3 第1項の太陽光発電設備設置事業再開届出書においては、第6条第3項の規定による書類を添えて提出しなければならない。ただし、届出書の提出時に提出した資料(事前協議書の提出時に提出した資料を含む。)であって、変更のないものは、既に提出したものとして取扱う。

(身分証明書)

第9条 条例第13条の規定により市の職員が立入検査を行う場合は、身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者に提示するものとする。

(指導、助言及び勧告の通知)

第10条 条例第14条第1項の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書(様式第13号)によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書(様式第14号)によるものとする。

3 条例第14条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書(様式第15号)によるものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第15条第1項に規定する公表は、備前市公告式条例(平成17年備前市条例第3号)別表に規定する掲示場に掲示する方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第12条 条例第15条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書(様式第16号)によるものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業主は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、公表に関する弁明書(様式第17号)により、意見を述べるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年9月28日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 区分 | 配慮事項 |
|------------------|--|
| 生活環境への被害防止のための措置 | 市街地、住宅地等の景観を阻害し、又は生活環境の一部を形成する森林、河川等の自然環境を破壊しないよう太陽光発電設備を設置すること。 |
| | 民家等に隣接する場所に太陽光発電設備を設置するときは、次のことに配慮すること。 (1) 圧迫感、騒音、振動、熱、反射光等による居住環境への被害を低減させるよう事業区域の境界から後退させること。 (2) 近隣関係者と協議の上、植栽、塀、柵等の緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。 |
| | 道路に隣接する場所に太陽光発電設備を設置するときは、次の事項に配慮すること。 (1) 道路の見通しの妨げにならないよう事業区域の境界から後退させ |

| | |
|------------------|---|
| | <p>ること。</p> <p>(2) 植栽、塀、柵等の緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。</p> <p>太陽光発電設備の騒音、振動、熱を低減するための適切な措置を講ずること。</p> <p>太陽電池モジュールを低反射性のものにし、又は傾斜角度を調整する等の反射光による周辺への対策を講ずること。</p> <p>太陽光発電設備の色彩は低彩度のものにする。</p> <p>薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について近隣関係者及び地域住民に周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。</p> |
| 防災上の措置 | <p>設置不適切地に設置しないこと。</p> <p>消防活動に配慮した設計を行うように努めること。</p> <p>事業区域の土地、森林、緑地、河川等の形質変更は最小限に止め、地盤の安定性を確保すること。</p> <p>太陽光発電設備が設置される地盤の勾配は概ね30度以下とすること。ただし、地盤調査等により、その安定性が確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>土砂の流出を防止する対策を講ずること。</p> <p>集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策をすること。(排水路改修、調整池等の設置)</p> <p>雨水等の排水処理の方法は備前市の定める開発行為の技術基準を満たしていること。</p> <p>切土又は盛土により崖又は法面が生じる場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等により崖又は法面の保護対策を講ずること。</p> <p>埋戻し、盛土等は良質な土砂を用いること。</p> |
| 事故防止(安全確保)のための措置 | <p>太陽光発電設備は、事業の実施に必要な法令、条例、規則等(以下「関係法令等」という。)の基準を満たす安全性を確保すること。</p> <p>太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造に支障の生じる沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないよう地盤に定着すること。</p> <p>太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって脱落又は浮き上がりが生じないよう構造耐力上安全である架台に取り付けること。</p> <p>太陽光発電設備の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用すること。</p> <p>気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、設置工事は適切な時期、工期、工法等によること。</p> <p>事業区域に関係者以外の者が立ち入ることがないように植栽、塀、柵等を設置する等の侵入防止措置及び安全対策を講ずること。</p> <p>緊急事態の発生時に連絡先等が確認できるよう事業区域の出入り口付近に次の事項を記載した看板等を設置すること。</p> <p>(1) 太陽光発電設備の名称、設置場所の所在地及び発電出力</p> <p>(2) 事業主及び工事施工者の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先</p> <p>(3) その他必要な事項</p> |
| 事業区域の管理 | 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。 |
| 太陽光発電設備の維持管理 | <p>太陽光発電設備が故障したときは、速やかに復旧すること。</p> <p>太陽光発電設備が破損したときは、被害を最小限に止める策を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。</p> <p>太陽光発電設備を廃止するときは、次の事項に配慮すること。</p> <p>(1) 太陽光発電設備を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物等は関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>(2) 事業区域の修景、整地その他の生活環境の保全又は防災上必要な措置を行うこと。</p> <p>太陽光発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合は、相手側に責任をもって市との協議の内容その他太陽光発電設備の設置及び管理に必要な事項を承継させること。</p> |
| その他 | 緊急対応マニュアルを定期的に見直し、緊急対応マニュアルを更新したときは、その旨を市長に報告すること。 |

別表第2(第5条、第6条、第8条関係)

| 図書の種類 | 必ず明示すべき事項等 | 縮尺 | 提出時期 |
|-------|--|-------------|---------|
| 位置図 | <p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の位置</p> <p>(3) 事業区域周辺の道路、河川、森林、</p> | 10,000分の1以上 | 事前協議のとき |

| | | | |
|---------|---|------------|---------|
| | 農地、市街地、集落地、主要公共施設等の位置及び名称 | | |
| 現況図 | (1) 方位 (2) 事業区域の境界(赤線) (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する道路、建築物、河川、水路、森林、農地、井戸等の位置 (5) 現況写真との照合符号及び撮影方向 | 2,500分の1以上 | 事前協議のとき |
| 現況写真 | 事業着手前の事業区域及び事業区域周辺の状況が確認できるカラー写真 | | 事前協議のとき |
| 公図又は地籍図 | 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番 | | 事前協議のとき |
| 土地等の調書 | (1) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、地目、地積、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 (2) 事業区域及び事業区域に隣接する土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名 | | 事前協議のとき |

| | 又は名称 | | |
|-------------|---|------------|---------|
| 求積図 | (1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 太陽光発電設備の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 | 1,000分の1以上 | 事前協議のとき |
| 土地利用計画図 | (1) 方位 (2) 事業区域の境界(赤線) (3) 太陽光発電設備の配置、形状及び寸法 (4) 事業区域の塀、柵、擁壁等の配置及び形状 | 1,000分の1以上 | 事前協議のとき |
| 土地造成計画平面図 | (1) 方位 (2) 事業区域の境界(赤線) (3) 切土又は盛土(以下「切土等」という。)を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 縦横断線の位置 | 1,000分の1以上 | 事前協議のとき |
| 土地造成計画縦横断面図 | (1) 事業区域の境界(赤線) (2) 切土等を行う前 | 1,000分の1以上 | 事前協議のとき |

| | | | |
|-------------------|---|---------|---------|
| | 後の地盤面 | | |
| 太陽光発電設備の平面図 | 太陽光発電設備の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩 | 20分の1以上 | 事前協議のとき |
| 太陽光発電設備の立面図 | 太陽光発電設備の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩 | 50分の1以上 | 事前協議のとき |
| 太陽光発電設備の断面図 | (1) 太陽光発電設備の形状及び寸法 (2) 太陽光発電設備を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度 | 50分の1以上 | 事前協議のとき |
| 太陽光発電設備の構造図 | 太陽電池モジュールの種類、構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 | 20分の1以上 | 事前協議のとき |
| 反射光影響予測図 | 太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲 | | 事前協議のとき |
| 付近の景観への配慮措置の具体的内容 | | | 事前協議のとき |
| 緊急対応マニュアル | 災害、事故、機器の故障等が発生又は発生するおそれが生じたときの事象別の対応方法、連絡網等 | | 事前協議のとき |
| 電気事業者による再生 | 認定書の記載事項のと | | 事前協議のとき |

| | | | |
|---|--|------------|---|
| 可能エネルギー電気のおり 調達に関する特別措置 法(平成23年法律第108 号)第9条第3項の規定 による認定書の写し | | | |
| 関係法令等による許認可等を受けている場合はその写し | 許認可書等の記載事項 のとおり | | 事前協議のとき(事前 協議のときに提出でき ないものについては事 業届出のとき) |
| 流量計算書 | 流量計算書の記載事項 のとおり | | 届出のとき |
| 排水施設計画平面 図 | (1) 排水区域の区域 界 (2) 排水施設の配置、 種類、材料、形状、 内法寸法、勾配、水 の流れの方向、吐口 の位置及び放流先の 名称 | 1,000分の1以上 | 届出のとき |
| 排水に係る放流承諾書 | 放流承諾書の記載事項 のとおり | | 届出のとき |
| 事業区域の土地の登記 事項証明書 | 登記事項証明書の記載 事項のとおり | | 届出のとき |
| 完了写真 | 事業完了後の事業区域 及び事業区域周辺の状 況が確認できるカラー 写真 | | 工事完了のとき |

備考

- 1 この表において、空白の箇所は特段の指定がないことを示す。
- 2 この表において示す縮尺で必ず明示すべき事項等を明確に確認できない場合は、適当な縮尺とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

太陽光発電設備設置事業事前協議書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第7条の規定による事前協議をします。

| | | |
|---------------------|----------------|--|
| 事業名 | | |
| 発電設備設置予定場所(住所) | | |
| 事業区域の面積 ※1 | m ² | |
| 事業区域の地目 ※2 | | |
| 発電事業者 | 発電事業者名 | |
| | 代表者名 | |
| | 住所 | |
| | 連絡先 | |
| | 担当者名 | |
| 総発電出力 | kW | |
| 太陽光モジュール(太陽光パネル)の種類 | | |
| 近隣関係者説明予定年月日 | 年 月 日 回目 | |
| 説明方法 | | |
| 説明の範囲 | | |
| 設置工事着手予定年月日 | 年 月 日 | |
| 運転開始予定年月日 | 年 月 日 | |

※1 小数点第2位以下まで記載し、裏面に地番ごとの面積を記載してください。

※2 複数の地目があるときは、地目ごとの数を記入し裏面に地番の面積を記載してください。

備考 位置図及び公図は、事業区域を赤線で囲んで下さい。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

印

立地に慎重な検討が必要な地域に関する関係法令手続確認書

1 立地に慎重な検討が必要な地域

| 法令名 | 該当の有無 | 担当課等 |
|---|-------|--------------------|
| (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された重要文化財の所在地及び同法第109条の規定により指定された史跡名勝天然記念物の所在地 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (3) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及びその近接地 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (4) 岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)第14条、第16条、第17条及び第18条の規定により指定された地域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項に規定する瀬戸内海国立公園の特別地域及び同法第33条に規定する普通地域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条に規定する特別保護地区 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (7) 土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (8) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条に規定する宅地造成工事規制区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |

| | | |
|--|-----|--------------------|
| (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (10) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条に規定する地すべり防止区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (11) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号に規定する森林の区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (12) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条に規定する要措置区域、同法第11条に規定する形質変更時要届出区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (13) 都市計画法(昭和43年法律100号)第7条第1項に規定する市街化区域、同法第11条第1項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の4に基づき計画された区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (14) 岡山県景観条例(昭和63年条例第16号)第13条の規定により指定された背景保全地区 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (15) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条に規定する河川区域及び同法第54条により指定された河川保全区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (16) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (17) 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| (18) 港湾法(昭和25年法律第208号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同条第4項に規定する臨港地区 | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |

2 その他 ※

| 法令名 | 該当の有無 | 担当課等 |
|----------------------|-------|--------------------|
| () | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |
| 市長が特に必要と認めるもの () | 有・無 | 担当課 確認日 協議結果 |

※その他、必要と思われる法令は、事業主等が調査すること。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

太陽光発電設備設置事業届出書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|------------|-------------------------|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 工事着手予定日 | m ² |
| 工事完了予定日 | |
| 事業区域の面積 | |
| 工事の工程 | 別添の通り |
| 工事施行者氏名 | 年 月 日 |
| 工事施行者住所 | 年 月 日 |
| 事業期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(年間) |
| 事前協議が終了した日 | 年 月 日 |
| 運転開始予定年月日 | 年 月 日 |

備考 事業区域の面積は、小数点以下第2位まで記載してください。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

太陽光発電設備設置事業計画書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------------------------|--------|--|
| 設置者の氏名及び住所 | | |
| 管理者の氏名及び住所 | | |
| 工事着手予定日 | 年 月 日 | |
| 工事完了予定日 | 年 月 日 | |
| 事業区域の所在地 | | |
| 事業区域の面積 | 平方メートル | |
| 設置する太陽光発電設備の総発電出力 | k w | |
| 工事完了予定日 | 年 月 日 | |
| 工事の設計 | | |
| 太陽光発電設備の管理の方法(廃止後において行う措置を含む) | 維持管理 | |
| | 廃止方法 | |
| | 施設撤去費用 | |

(ウラ面)

| | | |
|----------|------------------------|--|
| 配慮する事項 | 生活環境への被害を防止する措置の具体的内容 | |
| | 防災上の措置の具体的内容 | |
| | 事故防止(安全確保)のための措置の具体的内容 | |
| その他必要な事項 | | |

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

印

太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書

1 設備の設置場所に係る関係法律への該当状況

| 法令名 | 該当の有無 | 担当課等 |
|--|-------|--------------|
| (1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は同法第8条第1項に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (6) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可届出日 |
| (7) 森林法第10条の8に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (8) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条1項及び第9条1項の指定に係る照会 | 有・無 | 担当課 届出日 |

| | | |
|--|-----|---------------|
| (11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (12) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (13) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (14) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条第1項及び12条に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (15) 騒音規制法(平成26年法律第72号)第14条第1項に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (16) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第14条第1項に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (17) 備前市開発事業の調整に関する条例(平成17年備前市条例第190号)第5条第1項に規定する許可又は同条例第12条1項に規定する届出 | 有・無 | 担当課 許可・届出日 |
| (18) 岡山県土保全条例(昭和48年岡山県条例35号)第5条に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (19) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の宅地造成工事規制区域内において同法第8条に規定する許可又は同法第15条に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (20) 景観法(平成16年法律第100号)第16条第1項に規定する届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (21) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項に規定する瀬戸内海国立公園の特別地域における土地の形状変更の許可又は同法第33条第1項における届出 | 有・無 | 担当課 届出日 |
| (22) 岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)第20条の規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (23) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (24) 河川法(昭和39年法律第167号)第26条(河川保全区域については、同法第55条)の河川(保全)区域内の土地において規定する許可又は占用許可 | 有・無 | 担当課 許可届出日 |

| | | |
|--|-----|---------------|
| (25) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条の海岸保全区域において規定する許可又は占用許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (26) 岡山県砂防指定地管理条例(平成14年県条例第76号)第4条に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |
| (27) 港湾法(昭和25年法律第208号)第37条に規定する許可及び38条の2に規定する届出 | 有・無 | 担当課 許可・届出日 |
| (28) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条等又は同法第47条の2等に規定する許可 | 有・無 | 担当課 許可日 |

2 その他 ※

| 法令名 | 該当の有・無 | 担当課等 |
|----------------------|--------|------------|
| () | 有・無 | 担当課 届出日 |
| 市長が特に必要と認めるもの () | 有・無 | 担当課 届出日 |

※その他、必要と思われる法令は、事業主等が調査すること。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

近隣関係者説明報告書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

| | | | | | |
|---------------|------|------|------------------------|-----------------|---|
| 事業名 | | | | | |
| 設置場所 | | | | | |
| 説明方法 | | | | | |
| 説明責任者 | | | | | |
| 近隣関係者 説明状況 | 説明日時 | 説明場所 | 近隣関係者の分類(○で囲む。) | 近隣関係者連絡先等 | 土地所有者又は建築物所有者で、所有する土地又は建築物が住所と異なる場合は、所有する土地又は建築物の所在 |
| | | | 土地所有者 建築物所有者 居住者 | 住所 氏名 連絡先 | |
| | | | 土地所有者 建築物所有者 居住者 | 住所 氏名 連絡先 | |
| | | | 土地所有者 建築物所有者 居住者 | 住所 氏名 連絡先 | |

| | |
|---|-----------------|
| 説明内容 | |
| (規則第4条 関係) 生活環境へ の影響を防 止するた めの措置 | |
| 質問又は要 望 | |
| 回答方法 | 説明の実施・郵送・その他() |
| 質問又は要 望への回答 対応 | |

備考

- 1 説明に使用した資料を添付してください。
- 2 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。
- 3 生活環境への影響を防止するために講ずる措置に関する説明の具体的内容を記入して下さい。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

地域住民説明会報告書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により、次のとおり地域住民に説明(会)を行いました。

| | | |
|---------|----------|-------|
| 事業名 | | |
| 設置場所 | | |
| 周知方法 | | |
| 説明方法 | | |
| 説明日時 | | |
| 説明会会場 | | |
| 出席者人数 | 地域住民 人 | その他 人 |
| 説明責任者 | | |
| 地域住民代表者 | 住所 氏名 | 連絡先 |
| 説明内容 | | |

| | |
|---|--------------------|
| (規則第4条 関係) 生活環境へ の影響を防 止するた めの措 置 | |
| 質問又は要 望 | |
| 回答方法 | 説明(会)の実施・郵送・その他() |
| 質問又は要 望への回 答 対応 | |

備考

- 1 説明に使用した資料を添付してください。
- 2 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。
- 3 生活環境への影響を防止するために講ずる措置に関する説明の具体的内容を記入して下さい。

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

太陽光発電設備設置事業確約書

太陽光発電設備設置事業を施行するに当たり、事業施行中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理することを確約します。

記

1 事業内容

| | |
|----------|----------------|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域の面積 | m ² |
| 発電設備の出力 | kW |

2 確約内容

- 近隣関係者等との協議及び連携を図るとともに、関係法令及び備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を遵守し、生活環境への被害を防止する措置を講ずることとします。
- 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処するほか、事業区域の管理、太陽光発電設備の維持管理を適切に行います。
- 近隣関係者等と事業等に関する苦情、紛争等が発生した場合は、近隣関係者等との間において誠意をもって解決に努めます。
- 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において、発電設備の全部を撤去します。なお、撤去及び廃棄に当たっては、設置計画の段階から予定耐用年数等を踏まえ、事業計画に運営事業期間を位置付け、期間終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理します。
- 発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合、太陽光発電設備設置事業変更届を提出するとともに、市との協議の内容その他太陽光発電設備の設置及び管理に必要な事項を当方が相手側に責任をもって承継します。

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

印

太陽光発電設備設置事業変更届出書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第2項及び条例12条1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|----------------|--|
| 事業名 | | |
| 事業区域の所在地 | | |
| 事業区域の面積 ※ | m ² | |
| 発電事業者 | 発電事業者名 | |
| | 代表者 | |
| | 住所 | |
| | 連絡先 | |
| | 担当者名 | |
| 総発電出力 | kW | |
| 設置工事着手予定年月日 | 年 月 日 | |
| 設置工事完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 運転開始予定年月日 | 年 月 日 | |
| 運転終了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 変更内容 | | |

※小数点以下第2位まで記載してください。

備考 事業実施スケジュールを変更したときは、変更後のスケジュールを添付してください。

様式第 10 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

太陽光発電設備設置事業届出受領通知書

次の事業について届出を受領しましたので通知します。

| | |
|----------|---|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域の面積 | ㎡ |

市の意見

| |
|--|
| |
|--|

様式第 11 号(第 8 条関係)

年 月 日

備前市長 様

住 所
事業者名
電話番号

印

太陽光発電設備設置事業(完了・中止・再開・廃止)届出書

太陽光発電設備設置事業を(完了・中止・再開・廃止)したので、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第(11・12)条の規定により次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|-------|--|
| 事業名 | | |
| 事業区域の所在地 | | |
| 工事施工者 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| | 電話 | |
| 太陽光発電設備設置完了・中止・再開・廃止日 | 年 月 日 | |
| 廃止の場合又は中止の場合、太陽光発電設備の処理及び生活環境の保全又は防災上必要な措置の内容 | | |

※太陽光発電設置事業を完了したときは、産業廃棄物管理票(設置事業区域内において、伐採樹木処分等の廃棄物を適正に処分したことがわかるもの)の写しを添付してください。

様式第 12 号(第 9 条関係)

| | |
|--|--|
| <p>この証明書を携帯する者は、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成30年備前市条例第 号)第13条に規定する立入検査を行う職員である。</p> | <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属 備前市 ○○ ○○課 ○○係</p> <p>職・氏名 ○○ ○○ ○○</p> <p>生年月日 ○○年○○月○○日</p> <p>上記の者は、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第13条の規定により立入検査を行う者であることを証明する。 平成○○年○○月○○日 備前市長 ○○ ○○</p> |
|--|--|

様式第 13 号(第 10 条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

太陽光発電設備設置事業（指導・助言）通知書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第14条第1項の規定により、
次のとおり（指導 ・ 助言）します。

| | |
|----------|--|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 指導・助言の内容 | |

様式第 14 号(第 10 条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

太陽光発電設備設置事業改善勧告書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

| | |
|------------------|-------|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 措置の期限 | 年 月 日 |
| 勧告事項及び根拠となる条例の条項 | |

様式第 15 号(第 10 条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

印

太陽光発電設備設置事業是正報告書

年 月 日付けで又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので次のとおり報告します。

| | |
|--|-------|
| 事業者名 | |
| 備前市生活環境と太陽発電設備設置事業との調和に関する条例第7条に規定する協議を行った者及び協議年月日 | 年 月 日 |
| 指導又は勧告事項 | |
| 措置内容 | |

様式第 16 号(第 12 条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

弁明の機会の付与通知書

あなたが行っている事業については、年 月 日付け第 号の太陽光発電設備設置事業改善勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により、下記2記載の事項を公表する予定です。については、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 氏名及び住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) | |
| 事業の内容 | |
| 指導、助言又は勧告に至る経過 | |
| 勧告の内容 | |
| 公表の時期 | 年 月 日 |
| 公表の方法 | |

3 弁明の機会の付与に関する事項

| | |
|----------|-------|
| 弁明書の提出期限 | 年 月 日 |
| 提出先 | |

様式第 17 号(第 12 条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

印

公表に関する弁明書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

| | |
|-------------------|--|
| 事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 公表の原因となる事実についての弁明 | |
| その他当該事案への弁明 | |

※弁明書は、証拠書類等を添付して提出することができます。

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)
様式第6号(第6条関係)
様式第7号(第6条関係)
様式第8号(第6条関係)
様式第9号(第6条関係)
様式第10号(第7条関係)
様式第11号(第8条関係)
様式第12号(第9条関係)
様式第13号(第10条関係)
様式第14号(第10条関係)
様式第15号(第10条関係)
様式第16号(第12条関係)
様式第17号(第12条関係)